



### 朝参供養について

元禄三年九月十九日に、本村の農民千四百二十二人は大挙して領外へ逃亡を企てた。

二年続きの風水害で、田畑は荒れ放題、村人はその日の食にも事欠ぐ有様であったが、時の郡代堀田十郎左エ門は、少しも民情をかえりみず、農民を日夜仕事にかり立て、年貢の取立てをきびしくする一方であった。

「ワラビ、クズ根ハ申スニ及バズ、山野ノ木ノ実、カヤノ根マデ取りツクシテハ、モハヤ身命ヲ保ツコトハデキズ、何処ヘナリト、散り散りニ立出テ申スヨリ外、御座ナク候、アワレト思シ召シ下サレタク候」

これはその時の訴状の一部であるが、悲惨な生活の様子が眼にうかぶようである。

七戸、伊原(八重原)一六戸、寺迫二六戸、総数二九戸、一四二二人が夜陰に乗じて部落を出、七曲の難所や鶴ノ木越えをして、いっしょに高鍋藩に出、日向路を南に下り、遠く薩摩藩領に移住しようとした。

寺迫に勢ぞろいした一行は勇躍して出立したのであるが、高鍋藩の役人にとがめると高鍋藩では直ちにこのことを延岡藩に連絡すると共に一行の慰留につとめたため彼等は心ならずも此処高鍋領又井野で、足止をうけ結果となった。

延岡藩はこの報せをきいて大いに驚き直ちに家老など重臣が出向いて慰留するようにつとめたが、農民達はどうしても承知しないので高鍋藩では小屋がけをして大人には一日五合、子供には二合五勺の飯米を与えて暮らさせた。

こうして、十カ月を経過しても解決をみないままに、事件は幕府の取上げるところとなった。

元禄四年十一月、江戸表、評議所に於て、村民代表二十名と、郡代以下の藩役人との対決があつたが、判決は百姓側の落度と決つた。

「首謀者の善助、市兵衛ははりつけ、その男子は死罪、妻及び女子は引かれ者、願書を認められた半蔵、佐次兵衛、重右衛門は斬罪、又次郎、関之允、庄之丞、与一兵衛、太郎助は八丈島に流罪とされた。

郡代堀田十郎左衛門、代官大崎久左衛門は公儀より追放、藩主有馬永純は城地召上げの上国替え命ぜられた。

証人として藩との間に取交わした数々の約束もすべて反古にされ、多くの犠牲者を出した、農民たちは藩主すべからず、無念の涙をのまざるをえなかつたのである。しかし、郡代、代官を公儀から追放し、藩主もまた罰をうけて国替えとなつたことが彼等のせめてもの慰めであつたといつていいだろう。

成願寺境内に現存する「義農の供養塔」は、犠牲者達がこの受刑の日から一二二二年年たつた文化八年に、時の大庄屋寺原和右衛門と寺の八世の住職、実門更とが、この人々の霊を慰めるために建立した供養塔である。

定門、宗用、定門、久安、良雲、禪定門、

毎年お盆の十七日に、成願寺で「朝参供養」といつてこの犠牲者の慰霊の供養が盛大に行はれている。

「朝参」とはこの犠牲者の遺族が当時世間をばかつて、朝早く菩提寺である成願寺におまいりして、その夫の、その父の、その子の冥福を祈つたことから起つた語である。

時流れてここに二七〇年、本村はかかる先輩たちの尊い殉職、それはいたましい悲しい殉職ではあつたが、そのおかげで平和の郷をうちたてることが出来たのである。

坪谷四百戸、川南(羽坂、田野)七二戸、福瀬四四戸、小野田三六戸、鶴野内三三戸、追野内二二戸、八ツ山

最近農家に於いて、家計簿をつける者が年毎に増加して来た事は遅れはせ乍ら、

家計簿による所得倍増

自作農組合便り

まことに結構なことである。物事はすべて計画をたてて掛らない仕事はないもので、農家でも夕食の膳についているとき、明日の仕事は田草とりだ、やれ桑畑の手入だ、と知らないうちに一応の計画をたてて仕事を進めていくのである。ところが、一年或は三年の計画になつてみると農家の人は計画性に乏しい。たとえば堆肥舎をつくりたい、又は豚を飼入したいと考えてみて、その金がどこからどう出て来るかが確り解らない。それは単なる勘だけではない、もうならないからである。第一自分の生活の中で何が一番支出が大きいのか、或いは節約しようとするならば、どの点を節約しなければならぬ、いかと云う事になると、どうしてもそこに家計簿に

益行事について

一、盆提灯は近親者のみとして、その他は実質的な供物にいたしましう

一、中元の贈答品はやめましう

一、慰霊祭は公民館等で盛大に行い、元費をはぶき遺族に迷惑をかけぬようにいたしましう

指導上の関係部落があり家計簿の指導が実をむすんでこれらに農家は一応一通りの立派な家計簿が出来上つていて、これだけあれば自分の家庭の年間の収入と支出が判然として無駄の多い項目も一目で判り大いに仕事や経済が伸びて好影響があらうと、うなづかれる。

ところで時々私達は商人の売払帳や収入簿等が二重帳簿になつていて、事を見聞かされて成程と思うことがある。これは無理もない事かも知れない。即ち税金の課税負担をのげる為の策であらうと考えるからである。それはそれなりに理由があるとして吾々農業者の家計簿にそれなりの理由がある。他人にみせる為の一重帳簿価値のないものはないと云わざるを得ないゆえんである。家計簿は云々迄もなくどこ迄も実際の姿を記入してこそ価値のあるもので、いい加減な整理であつてはなら

村県民税二期の納期が八月三十一日までです。九月は国民健康保険税二期の納期です

酒を呑む人も衣類をぜいたくに買込む人も生などと呼びかけられるのはいつてこを始めて無駄がはぶけるし、生活改善に役立つのである。第一、人にみせる家計簿は飽きが来るが、実際の家計簿は張合いがあつた上に改善の効果が挙がる事間違いがない。

よく酒好きの人から「家計簿をつけよつたがのちにやおじなつてえやめた」と聞かす事が多い。こんな人こそ一年間人にみせないようにして家計簿をつけるべきである。必ずと云つてい程、禁酒が節酒かする事

東郷村連盟野球観戦記

長渡冠山

恒例の東郷村野球連盟の春季大会が、五月から七月にかけて挙行された。

農繁期にさしかかつた上に雨にたたられ思うように試合が行はれず、三カ月の長きに亘つて漸く完了しました。

第一戦は東郷小対マツシカ一で9-3でマツシカ一ズの勝。第二戦は、オール山陰対坪谷クラブで2-3で坪谷の勝。第三戦は県電対マツシカ一で8-3でマツシカ一ズの勝。優勝戦は、マツシカ一ズ対坪谷クラブで5-4でマツシカ一ズの優勝となつた。

この野球戦を挙げるに当り、東郷小の橋山先生の献身的な御努力に対しては深甚の謝意を表すとともに、本村唯一の野球連盟に対して、村当局は勿論村民各位の御協力御支援を切望してやみません。



向日葵の  
おほいなる花の  
そちこちの  
瓣ぞ朽ちゆく  
魂のごとくに  
牧水

二、村税について

昭和三十五年における村民所得は農作物に被害虫等

税務課だより

一、たばこと税金

村税のうち、たばこをのむ者が納める税金がある。市町村たばこ消費税というの税金は、その市町村内のたばこ小売店より売出されたたばこの小売価格の百分の十一がたばこ消費税となつて、この市町村の収入となるのであります。

例えば東郷村民が日向市内で買ったたばこの分は日向市内に納めることになりま

そのでたばこを好まれる村民は、村外に出られるときは長期旅行等の場合はぜひ必要な量を村内のたばこ小売店から買って持参し、他所で買わないこととし、村の収入になるよう心がけてもらいたいものです。

本村の三十五年におけるたばこの消費額は年間一七、三、八、一、千円であり、九、一、二、千円の税金となつて買います。

たばこは必ず村内の小売店で買ひましう。

は太鼓判捺していい。今日家計簿をつけましようなどと呼びかけられるのは農家以外にはもう無い筈である。

他産業と同様に所得倍増を希望する者から家計簿を記入しなければ所得倍増のしようがないのである。今年は今村こそつて家計簿の記入に踏み切つて所得倍増計画の推進を続けたいものである。

「参考」

簡単な家計簿を農業委員会が贈呈しています。一部四拾円で御希望の方は連絡下さい。



